

- “新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「三重県指針」” ～命と健康を守るために～

ゴールはまだ先! マラソンでいえば折り返し

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた

『三重県指針』

5/15～ 緊急事態宣言がすべての都道府県で解除されるまでの間

「新しい生活様式」を取り入れて、
持続可能な新しい三重県へ



県境をまたぐ移動、特に特定警戒都道府県※との
人の行き来は控えましょう

※北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県

三重県 新型コロナウイルス感染症対策本部



- 措置実施期間：令和2年5月15日（金）～当面の間
（緊急事態宣言が全ての都道府県で解除されるまでの間）

- 対象区域：三重県全域

■ 三重県指針（本文）

1. 「新しい生活様式」を取り入れた感染防止対策の徹底について
 - (1) 感染防止対策の基本的な考え方
 - (2) 「新しい生活様式」の実践と、「人との接触を8割減らす、10のポイント」
 - (3) 移動に関する感染防止対策
 - ① 県民の皆様へ
 - ② 県外の皆様へ
 - (4) 事実に基づく冷静な対応
 - (5) イベント開催の考え方

2. 医療体制について

3. 県立学校について

4. 感染防止対策と社会経済活動維持の両立について（企業等の皆様へ）

5. 感染拡大の第二波発生に備えて

参考資料1 「新しい生活様式」の実践例、人との接触を8割減らす、10のポイント

参考資料2 適切な感染防止対策、業種や施設の種別に応じた感染防止対策
（ガイドライン）の一例

感染防止対策実施中貼り紙イメージ（ワードファイル）（PDFファイル）

詳細は三重県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm>